

市議会モニターからの意見・提言一覧

令和3年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答	所管委員会
1	R3.6.16	<p>【本会議中における休憩時間について】</p> <p>本会議中の休憩時間が20分程度あり、長すぎると感じた。傍聴者等は、その間ずっと待つことになる。一般的には、トイレ休憩等は10分程度であると考えられる。</p>	<p>本会議中の休憩については、通常、10分程度を目安としておりますが、この間に様々な協議等がなされ、休憩時間が目安を超える場合もございます。</p> <p>議会の性質上、そのような様々な状況があることについてご理解くださいますようお願いいたします。</p>	議会運営委員会
2	R3.6.25	<p>【市議会モニターの傍聴に係るルール等について】</p> <p>(議会運営委員会を)初めて傍聴し、傍聴を含む委員会室の定員を25名までとしていることを知り、傍聴する場合は事前に連絡すべきであったのかと思った。</p> <p>市議会モニターが傍聴する場合のルール等があれば、事前に教えてほしい。</p>	<p>現在、本市議会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴等に係る制限等を設けており、その中で、委員会室の容量人数については、感染対策をした上で最大25名としております。最大容量人数を超える場合においては、他室における音声のみの傍聴をお願いしており、傍聴に係る事前連絡の必要はございません。</p> <p>なお、傍聴に係るルールを含めた種々の事項については、市議会モニター研修会の中でお伝えする予定としておりますが、お送りした研修会用資料に記載をしておりますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。</p>	広報広聴特別委員会
3	R3.6.25	<p>【平成30年7月豪雨による被災以降の防災対策について】</p> <p>平成30年7月豪雨による被災以降、島田川における堤防工事等が実施されているが、それらハード面による防災対策が、当時の時系列的な災害発生状況の実態に対応した対策となっているのか、さらに、防災マニュアル等のソフト面での対策も含め、市議会において検証することが必要ではないか。</p>	<p>平成30年7月豪雨災害以降、市議会においては、全員協議会や本会議での一般質問、常任委員会での質疑等において、市内の被災状況やその対応等について、また、今後の防災対策等についても確認してまいりました。</p> <p>そして、現在、大規模災害発生時における市議会の対応指針等の策定に向けた検討を開始しています。</p>	議会運営委員会
4	R3.7.12	<p>【政治倫理条例改正検討特別委員会の設置目的等について】</p> <p>初回の政治倫理条例改正検討特別委員会において、特別委員会の設置目的や方向性等について、資料として準備しておくべきではなかったか。</p>	<p>本特別委員会の設置目的や方向性等につきましては、6月議会における本特別委員会の設置に係る議案の提案説明等の中でも触れさせていただいておりますことから、あらためての資料配付は不要と判断し、準備しておりませんでした。今後は、市民に分かりやすい視点、方法等で委員会運営を行ってまいります。</p>	政治倫理条例改正検討特別委員会

市議会モニターからの意見・提言一覧

令和3年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答	所管委員会
5	R3.7.21	<p>【議会広報紙について】</p> <p>市民は、市議会が何のためにあり何をしているのか、また、議員が光市や市民のためにどう頑張ってくれようとしているのかが分からないので、このことを伝えるために議会広報紙を発行しようとしているのではないのか。</p> <p>現在、光市がどんな問題を抱えていて、市議会がどう立ち向かおうとしているのか、そして、市民はどういうことを考えていけばよいのかという、市民と問題意識を共有するために伝える努力をしなければ、議会広報紙を発行しても無駄になる。</p> <p>小学生でも理解できるような言葉やイラスト等を用いるなど、子どもにも興味をもってもらえる議会広報紙としてほしい。</p>	<p>市議会では、現在、市民の皆様にご覧いただいている、また、市議会の活動が市民の皆様にご覧いただける議会広報紙の発行に向け、検討を行っております。</p> <p>今後、ご提言の内容も踏まえ、引き続き検討を重ねてまいります。</p>	広報広聴特別委員会
6	R3.8.6	<p>【議会運営委員の辞任許可について】</p> <p>「議会運営委員の辞任許可について」においては、辞任の理由も示されず、単に報告があったのみであった。議会運営委員会委員の任免について、どのようなルールとなっているのか分からないが、これでは委員の職責が軽すぎるように感じる。</p>	<p>委員の辞任については、光市議会委員会条例の規定に基づき、議長が許可する事項となっていることから、議会運営委員会の議事としては報告のみとなっています。</p>	議会運営委員会